

住宅の耐震化 大地震への備えの第一歩!

〈平成31年4月1日〉平成31年度住まいの耐震化補助金申請受付開始!!

ご自宅の耐震化をお考えの方は絶好のチャンスです!
ご自身やご家族の命を守るために、また、ご近所の暮らしを守るために、「住まいの耐震化」に取り組み、安全・安心な暮らしを手にいれましょう。

耐震診断

9万円を限度に補助
〈耐震診断に要した費用×9/10を補助〉

耐震改修工事

90万円を限度に補助
〈補助対象経費と90万円のいずれか少ない金額を補助〉

簡易耐震改修工事

50万円を限度に補助
〈補助対象経費と50万円のいずれか少ない金額を補助〉

耐震シェルター等設置工事

20万円を限度に補助
〈補助対象経費と20万円のいずれか少ない金額を補助〉

※昭和56年5月以前に建てられた住宅が対象です。

■補助を受けられる住宅の要件(全てを満たすこと)

- 昭和56年5月以前に建てられた住宅であること
- 一戸建てまたは長屋建てであること
- 申請者が住み、持家であること
- 建築基準法の違反がないこと
- 市税等の滞納がないこと

【改修工事等(②③④)】については

- 工事後も住宅として利用すること
- 診断により、倒壊の恐れがあるとされていること

※ツーバイフォーやログハウスなど特殊な工法の住宅は、独自基準で安全性を確保しており補助対象外です。

【問・申】都市計画課 ☎(087)894-1113

(ホームページ)<http://www.city.sanuki.kagawa.jp/life/living/taishin>

空き家リフォーム支援事業(空き家バンク登録物件)の受付について

空き家の利活用と、移住・定住促進および地域経済活性化を図るため、市内業者を活用して、空き家バンク登録物件の改修工事や家財道具の処分にかかる費用に対し、補助金を交付する事業の申請を次のとおり受け付けます。

対象となる空き家

市内に存する空き家バンク登録物件

対象となる方

- 空き家バンクを通じて売買や賃貸契約をされた利用者の方
- 空き家バンクに登録している空き家の所有者の方
- 本人および同一世帯に属する方が、市税および国民健康保険税を滞納していない方

対象となる工事等

- 住宅の居住部分に係る改修工事
- 空き家を利用するための家財道具の処分
- 2020年2月28日(金)までに完了する事業

補助額

- 補助対象事業費(消費税込み)の2分の1
- 限度額…改修工事:100万円 家財道具の処分:10万円
(同一の住宅について1回限り)

募集期間

平成31年4月1日(月)から予算の範囲内で随時に申請を受け付けます。

注意事項

交付決定前の工事着工は対象となりません。

【問・申】都市計画課 ☎(087)894-1113

市営住宅入居者募集

募集団地

【公営住宅】家賃は、入居申込時の収入額によって決まります。

琴林(津田) 2戸(3DK)	神前(神前) 3戸(3DK)
鵜部(鶴羽) 2戸(3DK)	天王(石田西) 2戸(3DK)
天神(富田中) 1戸(2DK)	長尾A(長尾西) 3戸(2LDK)
筒野(富田西) 1戸(2LDK)	

【特定公共賃貸住宅】家賃は、次のとおりです。

昭南(南川) 2戸(3DK)	45,000円
大井(富田西) 2戸(3LDK)	50,000円

現にさぬき市営住宅に入居している収入超過者も応募できます。

入居資格

- ・さぬき市内に住居を必要としていること、住宅に困窮していること。
- ・申込者本人または同居しようとする者名義の持ち家を所有、共有していないこと。
- ・月収額(世帯所得合計-諸控除合計÷12か月)が次の基準に該当すること。

公営住宅(一般世帯)	158,000円以下	(裁量世帯)	214,000円以下
特定公共賃貸住宅	158,000~487,000円以下		
- ・同居親族または同居しようとする親族があること。
- ・市税等の滞納がないこと。
- ・過去に申込者または配偶者が、市営住宅の家賃等を滞納していないこと。
- ・暴力団員でないこと。

提出書類

- ①市営住宅入居申請書
 - ②住民票の写し(※)
 - ③課税証明書(※)
 - ④市税等の滞納がないことを証する書類
 - ⑤その他入居資格の判定上必要な書類
- ※①の書類で、個人番号(マイナンバー)を提出する方は、②③の書類の添付を省略できます。(公簿で証明事項を確認できる方に限りです。)
- 手続の際に、入居予定者全員分の【個人番号(マイナンバー)確認書類】と窓口に来た方の【本人確認書類】を持参してください。(委任状が必要な場合もありますので、あらかじめお問い合わせください。)

受付期間

平成31年4月1日(月)~4月10日(水)
9:00~17:00(土・日を除く)

受付場所:都市計画課、津田支所、寒川支所、大川支所、長尾支所

抽選

申請数が募集戸数を上回った場合、後日抽選を行います。

入居予定日 平成31年5月1日(水)

【問】都市計画課 ☎(087)894-1113